

新事業創造委員会（2006年度・藤木保彦委員長）提言

「ベンチャー企業による市場の活性化と個人再生」

新 事業創造委員会（2006年度・藤木保彦委員長）は4月16日、提言「ベンチャー企業による市場の活性化と個人再生」を発表した。

「失われた十数年」を経て、日本経済はようやく回復基調といえるまでたどり着いた。しかし、

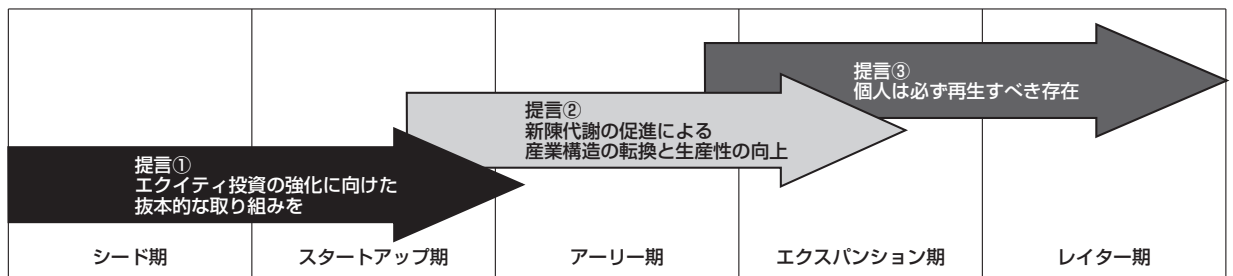
それは「市場経済化」を背景とした大企業の競争力回復によるところが大きい。1990年代の米国における経済回復を見れば、大企業の業績回復とIT関連企業を中心とする新興企業の勃興の両方が経済成長を支えており、それと比較すると日本は未だ

「片翼飛行」であるといえる。

ベンチャー育成などによる「新事業創造」に関しては、その重要性は長らく認識されていながら実現していない。従って、いまこそ国を挙げて「新事業創造」を目指し、抜本的な取り組みを行う時期である。

提言の概略

I ベンチャー企業の成長段階と本提言の位置付け



II 提言のポイント

提言①「エクイティ投資の強化に向けた抜本的な取り組みを」

○問題意識と現状認識

- ・一部の業種を除けば、実際は2000万円以下の資金で創業している例が多い。
- ・「借入金」で創業する場合、起業家は利益が無い状況で「利払い」が発生し、一方、資金提供者は極めて成功率の低いリスクマネーを利息程度のリターンで供給することとなり、経済合理性（リスク・リターン原則）にそぐわない。
- ・2000万円以下の創業資金であれば、共同事業者や友人、知人などの個人（投資家）等から「出資金（エクイティ投資）」を受けることが合理的である。
- ・個人がベンチャー企業に投資するには、ベンチャー経営に深く関与する「キャピタリスト」の存在が重要になる。

○具体的方策

- ・創業資金は成功確率の低さから考えて、「出資金（エクイティ投資）」でなければならない。
- ・エクイティ投資拡大のためには「エンジェル税制」の「解体的再設計」が不可欠。
投資時点での「20%程度の税額控除」と損益確定時点での「売却益非課税措置、及び譲渡損の他所得との通算措置」の「二段階控除」を導入すべきである。
- ・資金が流入すれば、優秀な人材が集まり、実践を積むことでベンチャー・キャピタリストに成長する。

提言②「新陳代謝の促進による産業構造の転換と生産性の向上」

○問題意識と現状認識

- ・つい最近まで戦後の復興期の経済システムが維持され、政策金融などを通じて「保護的な産業政策」が行われていた。
- ・日本では製造業の競争力が高く、経済を支えていると言われていたが、グローバル化等により雇用を維持するのは難しく、代わってサービス業が拡大するなど、産業構造の転換が起こっている。
- ・「中小企業基本法」の改正により、直接的な補助金の削減などが行われているが、その「理念」が実現するには至っていない。
- ・「科学技術政策」においても、一部の有力大学に研究資金が偏在する状況であり、研究者が外部資金を獲得するインセンティブを削いでいる。

○具体的方策

- ・保護的な産業政策には雇用の維持など重要な役割が認められるが、そういった社会政策的政策と産業育成政策は明確に分離し、**社会保障政策は「中小企業の保護」ではなく「労働者個人の保護」へと転換すべき。**
- ・「市場での新陳代謝」を促進し、産業構造の転換や内需産業、特にサービス業の生産性向上を実現すべき。
- ・科学技術開発において、政府が関与すべきは市場性が低いものや、初期投資の負担が重く、民間で取り組みが難しいものに限定すべきである。
- ・科学技術予算の配分、見直しには、「評価・検証」が重要なことは言うまでもなく、「市場性」を理解する人材による評価・検証を行うとともに、そのプロセスをできる限り「透明化」すべきである。

提言③「個人は必ず再生すべき存在」

○問題意識と現状認識

- ・創業時の資金調達には「出資金」によるべきであるが、日本では「出資金」を集めることが困難な状況。
- ・ベンチャー企業も、ある程度成長した段階においては「借入金」による資金調達を併用することがあり得る。その際、金融機関は経営責任の明確化などを理由に、安易に経営者に「個人（本人）保証」を求め、事業が失敗した際には「多額の事業債務」を背負うこととなる。
- ・**本来は、経営者は個人保証などすべきではない。**
「市場主義」に基づけば、金融機関は「個人保証」に依存するのではなく、貸出金利の差別化（リスク・プライシング）で対応することが本来である。
- ・企業および個人の再生を支援するために民事再生法が策定されたが、個人保証によって生じる事業債務には実質的に対応できていない。過去の間接金融中心の経済社会の中で「個人保証」を行ってきた起業家や経営者を保護し、その再挑戦を支援する移行的な措置が必要。

○具体的方策

- ・「民事再生法」の改正が行われ「個人再生の特則」が定められたが、消費者金融等の多重債務を主対象としているため金額が小さく、多額の事業債務への個人保証に対応できていない。保証債務にも対応可能とすべき。
- ・「個人再生」の法制度を整備することにより、起業家が自己規律をもって企業経営と個人生活を区分し、安心して経営に専念できるようにすべきである。
- ・極論すれば、法人は破綻すれば整理し、消滅させればよい存在であるが、個人は「必ず再生すべき存在」である。

Ⅲ おわりに：「新事業創造における経済同友会の役割」

経済同友会の果たすべき役割は、それぞれが一経営者として、新事業創造、ひいては日本経済の発展のため、起業家の支援をでき得る限り行うことであろう。

具体的には、「エンジェル税制の解体的再設計」を起爆剤としてベンチャービジネスに投資資金を呼び込む努力を続けることはもちろん、「エンジェル」としてベンチャー企業への投資を行うと同時に、「経営者、経営経験者」として、あるいは独立社外取締役などの立場からベンチャー企業の経営指導を行い、育成することである。それは、ひいては日本経済の活性化に資するものであろう。